

「プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書」新旧対照表

	現在の文書	改定後の文書
移 転	<p>第1条（プロバイダ非依存アドレスの割り当て）</p> <p>#「ネットワークの目的」欄記入方法案内文</p> <p><u>（規則第10条第1項第1号～第3号から1つ）</u></p>	<p>第1条（プロバイダ非依存アドレスの割り当て）</p> <p>#「ネットワークの目的」欄記入方法案内文</p> <p><u>（左記のPIアドレスがPIアドレス割り当て規則第5条第4号～第6号に該当する場合、同規則第10条第1項第1号～第3号から1つ選択して記述）</u></p>
移 転	<p>第2条（使用条件）</p> <p>乙は、前条のPIアドレスを、前条で定めたネットワークの目的のみに使用することとする。</p>	<p>第2条（使用条件）</p> <p>乙は、前条のPIアドレスを、前条で定めたネットワークの目的のみに使用することとする。<u>ただし、PIアドレス割り当て規則第5条第7号に該当するPIアドレスについてはその限りではない。</u></p>
料 金 改 定	<p>第3条（<u>契約申請手数料</u>の支払い）</p> <p>甲は、この契約締結日までに、PIアドレス割り当て規則別紙1「<u>契約申請手数料</u>・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、<u>契約申請手数料</u>を乙から受領したことを確認した。</p> <p>2 <u>乙は、第1条に記載のある以外のPIアドレスの割り当てを受ける場合、その都度甲に対し契約申請手数料を支払う。</u></p>	<p>第3条（<u>契約料</u>の支払い）</p> <p>甲は、この契約締結日までに、PIアドレス割り当て規則別紙「<u>契約料</u>・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、<u>契約料</u>を乙から受領したことを確認した。</p> <p>2 <u>（削除）</u></p>
料 金 改 定	<p>第4条（アドレス維持料の支払い）</p> <p>乙は、甲に対し、PIアドレス割り当て規則別紙1「<u>契約申請手数料</u>・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、*<u>ネットワーク分</u>のアドレス維持料を支払う。</p>	<p>第4条（IPアドレス維持料の支払い）</p> <p>乙は、甲に対し、PIアドレス割り当て規則別紙「<u>契約料</u>・維持料の額および支払い方法」に定めるところにより、<u>IP</u>アドレス維持料を支払う。</p>